

災害時には家を離れて生活し
ないといけない人々が多く発生
する。

今回の東日本大震災では、地
震と津波で家を失ったことに加
え、福島第1原子力発電所から
漏れた放射能を浴びる危険性が
ある区域から避難指示された人
も多く出ている。

4月24日午後4時現在の避難
者数は13万875人(警察庁)
と報告されている。被災者の中
には、乳幼児、高齢者、障害
者、病気で療養されている人が
いる。災害時にはそれらの人々
の生活支援、健康支援を行う公
的職種として、保健師が存在し
ている。

平成7年に発生した阪神大震
災では、避難生活の中で体調を
悪くして死亡する人がいたこと
が問題となった。今回もこうし
た二次災害の予防が大きな課題
となっている。

阪神大震災の時は、被災者が



被災者支援での保健師の重要性

ため、国が間に入り、全国の自
治体の保健師に派遣要請がなさ
れた。

被災者の健康支援について
は、死者・行方不明10万5千人
といわれている関東大震災(大
正12年)の時にも行われている。
この時代は、また地域の看護

いる。

昭和12年に保健所法が制定さ
れ、全国的に保健師が配置され
るようになった。しかし、地域
の人々に対する健康管理では、
国民健康保険診療施設の保健師
(国保の保健師)の活躍の方が
目立つ。その後、国保保健師は

している。

一方、市区町村保健師数は阪
神大震災の時と比べ2倍近く増
えている。阪神大震災では、全
国の都道府県、指定都市、特別
区から派遣される保健師が多か
ったが、現在、都道府県の保健
師は大幅に減っている。

活動があまり存在していなかつ
たが、大震災発生後、多数の被
災者の医療救護や健康支援のた
めに医師、助産師、看護師から
なる班が編成され、病人、妊産
婦、乳幼児に対する訪問が優先
的に行われたことが記録されて

市区町村に統一されている。
阪神大震災が発生したころ
は、わが国の公衆衛生制度の要
節点といわれている。平成9年
に地域保健法が施行され、それ
以降、保健所数、保健所保健師
数、保健所医師数は大幅に減少

かかわらず、東日本大震災で
は、被災者の健康支援者として
保健師が目立っていないのはな
ぜなのだろうか。
(高島毛敏雄・関西大学社会
安全学部教授)

平成6年と平成21年とを比較
すると、市区町村保健師の行政保
健師に占める割合は60・6%か
ら83・9%となっている。にも